

10月は「土地月間」です。

—住むまちの
明日をみつめて 土地活用—

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、国や地方公共団体が出来る限りの取り組みを行うことはもちろんですが、何よりも不可欠なのは土地政策に対する国民の皆様のご理解とご協力です。

このような観点から、毎年10月を『土地月間』とし、10月1日を『土地の日』と定め、普及・啓発活動の充実を図っています。

今年度は、『住むまちの 明日をみつめて 土地活用』を標語として、国及び地方公共団体さらには関係団体等が主体となって全国的な普及・啓発活動を展開することとしております。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも是非一度土地の有効利用について考えて見ませんか。

国土利用計画法の届出制度

一定面積以上の土地の取引をしたときは、権利取得者（売買の場合は買主）は、土地の利用目的等を記入した知事あての届出書を、土地の所在する市町村へ届け出る必要があります。

◇届出が必要な取引

*一定面積以上の一団の土地について、土地に関する権利を移転または設定する土地売買等の契約（売買契約・売買予約契約・権利金を伴う賃貸借契約・交換契約等）

◇一定面積

*都市計画区域内 5千㎡

*都市計画区域外 1万㎡

◇届出の期限

*契約を締結した日から起算して2週間以内

【お問い合わせ先】 大崎町役場 まちづくり推進室 TEL 476-1111（内線220）

総務課からのお知らせ

暮らしの中の行政に関するお困りごと、苦情、要望など行政相談委員に相談してみませんか。

秋の行政相談週間 10月19日（月）～10月25日（日）

行政相談委員は、総務大臣がお願いして、皆さんの相談相手となってもらっている民間の有識者で、全国の市町村に配置しており、国の役所などの仕事に対する疑問や要望、相談事について、直接助言したり、関係機関に通知・照会し、その結果を回答するなど皆さんの身近な相談窓口となっています。

秋の行政相談週間に合わせて、次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

期 日	時 間	場 所
10月21日（水）	9:30～15:30	大崎町老人福祉センター
10月28日（水）	9:30～15:30	大崎町老人福祉センター

※相談は無料で、自宅や電話でも相談に応じ、秘密は厳守します。
お気軽にご相談ください。



行政相談委員

氏 名 小林 一郎
住 所 大崎町仮宿1820-4
電 話 476-0531